

(参考2) 令和7年度の取組状況について

● 施策1 地域生活支援

- ① 障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業
- ② 看護・福祉職員等処遇改善推進事業、物価高騰対策事業

● 施策2 保健・医療

- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業
- ④ 第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ⑤ こども・若者の自殺危機対応チーム
- ⑥ 入院者訪問支援事業
- ⑦ 虐待対応ケース会議
- ⑧ 療育手帳出張判定事業

● 施策3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- ⑨ くまもとハートウィーク
- ⑩ 東京2025デフリンピック
- ⑪ くまモン「アール・ブリュットパートナーズ熊本応援大使」

● 施策4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ⑫ お試し発注サポート事業
- ⑬ 農福マルシェ in 県庁プロムナード、障がい者福祉施設商品販売会・商談会
- ⑭ 就労選択支援事業

● 施策5 情報アクセシビリティ

- ⑮ 「手話の日」関連イベント
- ⑯ 熊本県障がい者ICTサポートセンター

● 施策6 安全・安心

- ⑰ 令和7年8月大雨における被災者等への生活支援
- ⑱ 熊本県生命の応援事業いのち

● 施策8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ⑲ 共生社会の実現に向けた県民の意識啓発

● 施策1 地域生活支援（① 障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業）

障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業（R6経済対策分）

予算額20,022千円（14,402千円）
[障がい者支援課]

- 障がい福祉人材の確保・定着が喫緊の課題とされる現状を踏まえ、業務改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出された時間を直接支援の業務に充て、サービスの質及び生産性の向上を推進する必要がある
- 利用者の安心・安全な生活の確保を図りつつ、職場環境の改善等に取り組む障害福祉サービス事業所等に対して、ICT・ロボット等の介護テクノロジーを導入する際の経費を補助するとともに、効果的な導入促進のための研修会を開催する

<現状・課題>

- 障がい福祉現場においては、他産業との給与格差や精神的・肉体的負担等により、障がい福祉人材の不足や流出が危惧され、障がい福祉人材の確保・定着が喫緊の課題となっている。
- 現場の業務効率化や負担軽減に取り組み、職場環境の改善を図ることにより、職員の離職防止・職場定着を推進する必要がある。
- 併せて、現場の負担軽減を図りつつ、障害福祉サービスの質や生産性の向上にも取り組む必要がある。



- ICT・ロボット等の介護テクノロジーの導入支援等により、現場の負担軽減や業務効率化に繋げ、働きやすい職場環境の実現を推進する。
- 負担軽減や業務効率化により生み出された時間や金銭的余力を、障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に充て、障がい福祉現場の生産性向上を一層推進する。

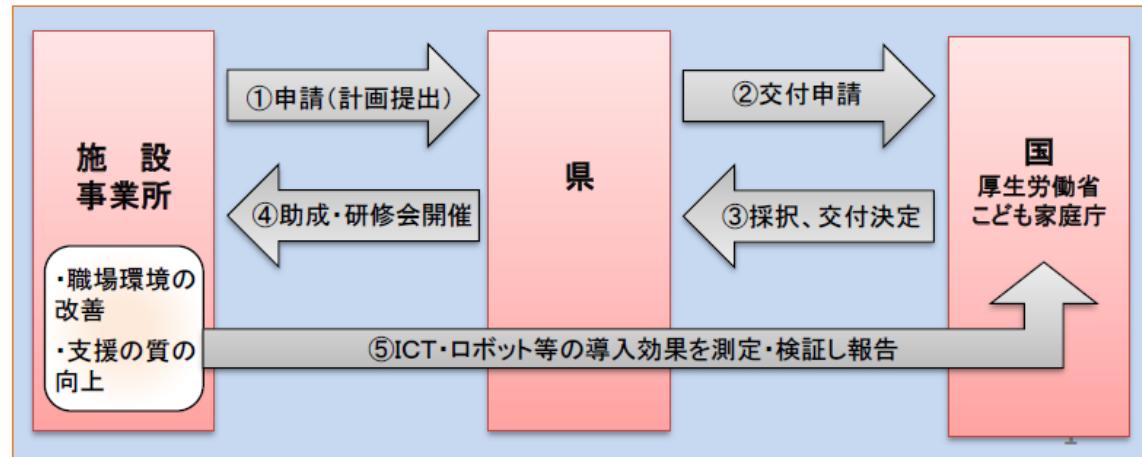
<事業概要>

- 全体事業費 20,022千円（県費6,700千円、国庫13,322千円）
- 事業内容：
 - (1) 導入支援 19,870千円（補助金）
 - (2) 研修会実施 152千円（報償費・旅費・一般需用費・一般役務費）
- 負担割合：(1) 国1/2、県1/4、事業者1/4
(2) 国1/2、県1/2

※国庫補助事業

- ①【厚生労働省】 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（ICT・ロボット等）
- ②【こども家庭庁】 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業（ICTのみ）

<イメージ図>



障がい福祉分野に関する令和7年度11月補正の概要

- 国の経済対策や、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた事業者を支援する事業について、補正予算を計上

I R7国の経済対策：看護・福祉職員等処遇改善推進事業

- 事業内容 障がい福祉分野の人材不足が厳しい中、緊急的対応として、国の経済対策を活用し、職員の賃金引き上げに取組む事業所等に対して支援
- 予算額 1,025百万円
- 対象事業所 処遇改善加算を取得している障害福祉サービス事業所等
- 支援内容 対象事業所等の障がい福祉従事者 1人当たり6万円に相当する額
(月1万円×6か月)
※事業所等の総報酬にサービス毎の交付率を乗じた額を補助

II 経済対策に合わせた独自の地域活性化策：物価高騰対策事業

- 事業内容 障害福祉サービス事業所等に対して、国の重点支援交付金を活用し、物価高騰に係る光熱水費・燃料費・食費の上昇分の一部を支援
- 予算額 355百万円
- 対象事業所 障害福祉サービス事業所等（熊本市を除く）
- 支援内容 ※箇所当たり
 - 【入所系】
 - ・定員19人以下 192千円
 - ・定員20～39人 636千円
 - ・定員40～69人 1,188千円
 - ・定員70～89人 1,740千円
 - ・定員90人以上 2,184千円
 - 【通所系】
 - ・定員35人以下 132千円
 - ・定員36人以上 276千円
 - 【訪問系】 96千円

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業における 広域アドバイザーによる支援

- 広域アドバイザーは、保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

※ 密着アドバイザーは構築支援事業により国が、構築推進サポーターは構築推進事業等により都道府県等が委嘱・任命

現地訪問による支援

会議や打ち合わせ・研修への参加

- ・地域課題の整理や取組状況への助言
- ・体制構築に向けた課題解決策の提案
- ・協議の場の出席及び運営の支援
- ・にも包括に関する研修会の講師



メール・電話・オンライン等による支援

体制構築に向けた伴走的支援

- ・日常的な困りごとや課題に関する相談・助言
- ・制度施策の解説等の理解促進の支援
- ・自治体担当者の心理的サポート



【阿蘇圏域のモデル事業】

阿蘇圏域の協議の場において、国のアドバイザー制度を活用しながら、地域資源マップの作成や阿蘇輪ピック(スポレク)の開催、支援機関のスキルアップを図る取組みを実施している。



外部機関への同行

- ・関係機関に理解を求めるための同行訪問やファシリテーションの実施
- ・府内の他部署や地域の関係機関が主催する会議等への同行出席

情報提供・資源の紹介

- ・新たな制度や研修等の情報提供
- ・他自治体の事例の共有
- ・人材や施設、団体等の紹介

● 施策2 保健・医療 (④ 第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画（案）の概要

※12/25～1/23までパブコメ実施
※下線部が第1期に加えて追記した箇所

1 計画の概要

計画の期間:令和8年度から令和10年度までの3年間

計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画の策定を受け、令和3年度に策定した第1期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画が令和7年度で終了することから、引き続き、本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの

※ギャンブル等依存症の定義

ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。(ギャンブル等依存症対策基本法)

計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条の規定による都道府県計画として策定

2 現状と課題

ギャンブル等依存症をめぐる現状

(1) 公営競技や遊技場の状況(R7.8月時点、※遊技場R6.12月時点)

競輪:1施設(熊本競輪)

場外発券所:競馬2(荒尾、八代)、競輪5(熊本、宇土、八代、天草、玉東)、オートレース2(宇土、八代)、ボートレース1(長洲)

遊技場(ぱちんこ・パチスロ):111店舗

(2) 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況(R5調査)

「過去1年内にギャンブル等依存症が疑われる者」:約2万人(推計※)

※国の補助事業による調査(自記式スクリーニングテストによる調査)では、過去1年内にギャンブル等依存症が疑われる人は18~74歳の人口のうち1.7%と推計されており、それを熊本県の人口に掛け合わせた数値。

(3) ギャンブル等依存症の受療状況(R4年度)

△入院患者数:11人 △外来患者数:122人

(4) 県内相談機関への相談状況(R6年度)

熊本県精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター及び各保健所へのギャンブル等依存症に係る相談件数:457件

(5) 医療機関の状況(R7.4月時点)

ギャンブル等依存症治療拠点機関及び専門医療機関:各2機関
(菊陽病院、向陽台病院)

主な課題

- ギャンブル等依存症が疑われる推計者数や医療機関への受診件数、相談機関への相談件数を勘案すると、支援が必要な方が医療機関や相談機関につながりにくい現状が想定される。
- ギャンブル等依存症の専門医療機関やギャンブル等依存症の診察に対応できる医療機関が少ない。
- ギャンブル等依存症に関連して発生する諸問題の解決に向けた体制の整備を進め、関係機関の連携のもと、ギャンブル等依存症者への包括的な支援の実現を図る必要がある。
- 公営競技におけるインターネット投票が増加していることから、これを踏まえた依存症対策の充実を図っていく必要がある。

3 基本計画の方向性

基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

基本方針

- (1) 正しい知識の普及・啓発 及び不適切な誘引の防止
- (2) 必要な支援につなげる 相談支援体制の整備
- (3) 医療における質の向上と 関係機関との連携の促進
- (4) ギャンブル等依存症者が円滑に 回復、社会復帰するための理解促進
- (5) ギャンブル等依存症に 関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の 整備

4 重点目標

- 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたって発生を予防する
(普及啓発を目的とした講演会等や高等学校・大学等への情報提供を年1回以上実施)
- 2 防予、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する
(専門医療機関を県内に3か所以上選定、医療機関等への研修会や保健所圏域ごとの協議の場を年1回以上実施)

5 具体的な取組み

1 発生予防(1次予防)

(1) 予防教育の推進

- ・学校教育による普及・啓発
- ・保護者への啓発

(2) 普及啓発

- ・広報用資材による広報の実施
- ・講演会、研修会等の実施
- ・インターネット投票の利用制限の普及啓発
- ・インターネット上の違法賭博に対する啓発の強化

(3) 不適切な誘引の防止

- ・若年者の入場制限の徹底

2 進行予防(2次予防)

(1) 相談支援の充実

- ・地域の相談窓口や関連問題に係る相談支援体制の充実
- ・子育て中の家庭への支援体制整備

(2) 医療提供体制の充実

- ・専門医療機関数の増加や地域における診療体制の充実

4 基盤整備

(1) 関係機関等との連携

- ・相談窓口における各種関連情報の提供
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムによる包括的な支援体制の整備

(2) 人材育成

- ・ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者や各種相談員の育成
- ・県の研修に当事者や家族に講話をいただく等の協力を仰ぎ、関係機関が研修を行うにも当事者団体や家族団体との連携を呼びかけ

3 再発予防(3次予防)

(1) 社会復帰支援及び家族支援

- ・支援プログラムや家族教室等の実施
- ・民間団体の活動支援
- ・自助グループ等の活動支援や活動等の周知

(3) 調査・研究の推進

- ・ギャンブル等依存症に関する実態の把握

6 推進体制

- ・ギャンブル等依存症対策専門部会を中心に、関係機関と相互に必要な連絡・調整等を図りながら計画を推進
- ・計画策定後も取組状況の確認を進めるほか、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し

● 施策2 保健・医療(⑤) こども・若者の自殺危機対応チーム)

こども・若者の自殺危機対応チームについて (こども・若者の自殺対策事業)

熊本県

1. 課題と背景

- 全国的にこども・若者の自殺者数が増加しており、その対策について学校や市町村、保健所等の関係機関における喫緊の課題とされています。
- こどもの自殺対策緊急強化プランでは「若者の自殺危機対応チーム」の設置が推奨され、先の法律改正では、法的根拠をもってこどもの自殺対策に関連する部署間で協議会が設置できるようになる等関係機関で連携して、こども・若者の自殺対策に取り組むことが求められています。

◎ 当県でも「自殺危機対応チーム」を設置します。

2. 自殺危機対応チーム

- 精神科医、弁護士、心理士、社会福祉士等の多職種の専門家で構成されています。
- 学校や市町村、保健所等で支援する自殺リスクが高く対応に苦慮しているこども・若者のケースについて、多職種の専門家が地域の支援者に対して助言や情報提供を行います。
- ケースに関わる支援者同士でケースの対応や方針について検討する等、支援者間でつながり、連携が円滑になるよう、地域の支援体制の構築を支援します。

◎ 自殺リスクの高いこどもとその養育者を支援している支援者をサポートする取組みです。

3. 支援対象

地域で支援している以下のような対応困難なケースが対象になります。

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

<例>

- 繰り返し希死念慮が訴えられるが、どう対応すればよいか分からず。
- 養育者の問題もあり（貧困、虐待等）、どう対応していいのか分からず。
- 自傷行為もあり、病院受診が必要と思うが、こどもが養育者に伝えてほしくないというため、状況が変わらない。
- 「甘えているだけ」と養育者が理解を示してくれず、危機感が伝わらない。

◎ 支援に苦慮しているケースがありましたら、事務局までお気軽に問い合わせください。

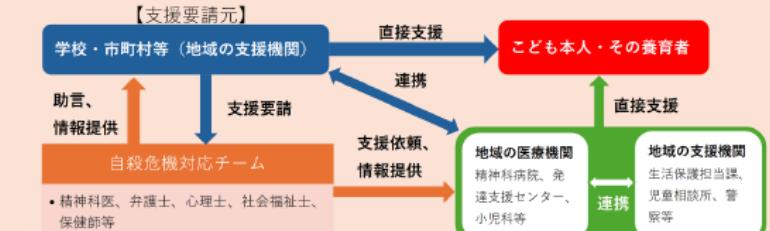
4. 支援内容（例）

- 支援会議の実施と、多職種の専門家チームからの助言や情報提供
- 他の支援機関（学校、市町村、児童相談所、生活保護担当課、警察等）へのつなぎ支援
- 医療機関へのつなぎ支援、受診中の医療機関との情報共有・連携支援
- 進学や転学先の支援担当窓口とケースについての引継ぎ（支援を途切れさせない）
- 多職種の専門家による、支援機関職員向けの自殺対策に関する講演

5. 支援のイメージ

- 当該ケースについて支援会議等を通して、多職種の専門家が自殺リスクのアセスメント、ケースの見立て、対応方法等について助言、情報提供等を行います。
- 児童相談所、生活保護担当課、医療機関等、ケースに関わる支援機関同士のつなぎを行います。

◎ 事後対応（多量服薬、飛び降り行為、自傷行為等が行われた後の対応）ではなく、自殺に追い込まれないための事前対応の検討に重きを置いていた、包括的な支援になります。



6. 支援の流れ

- 支援要請を行う際は下記の受付窓口までご連絡ください。受付窓口からメール等により支援要請シートを送付します。必要事項を記入していただき、再度、受付窓口までメール等で提出してください。
- 受付窓口から支援要請をした機関に、必要に応じてケースについて簡単な聞き取りを行います。
- ケースについて、多職種の専門家も含めた支援会議を行います。また、学校、市町村、医療機関等、関係機関へも参加の依頼をさせていただきます。
- ケースについて、必要に応じて医療機関や支援機関へのつなぎ、情報共有等を行います。
- 支援会議後も事務局からケースの進捗状況の確認をさせていただき、再度、支援会議を行う等、支援要請のあったケースについて継続的に支援していきます。

（参考：厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター研修資料）

7. こども・若者の自殺危機対応チームに関するQ&A

- Q. 支援要請は職員個人ですか。
A. 支援要請は所属の判断により行ってください。
所属で協議した上で要請してください。
- Q. 本人・家族の同意がなくても、支援要請は可能ですか。
A. 支援要請は可能です。ただし、支援要請者（学校等）以外の支援者が本人やその家族に直接関わる場合は、本人や家族に支援に対する同意を得る必要があります。
- Q. 地域で行う支援会議に参加できますか。
A. 事務局にご相談ください。出席ができるよう調整等を行います。
- Q. 関係機関はどういった機関になりますか。
A. 学校、市町村の福祉課や生活保護課、病院、児童相談所、保健所、療育施設、民生委員等を想定しています。

受付窓口

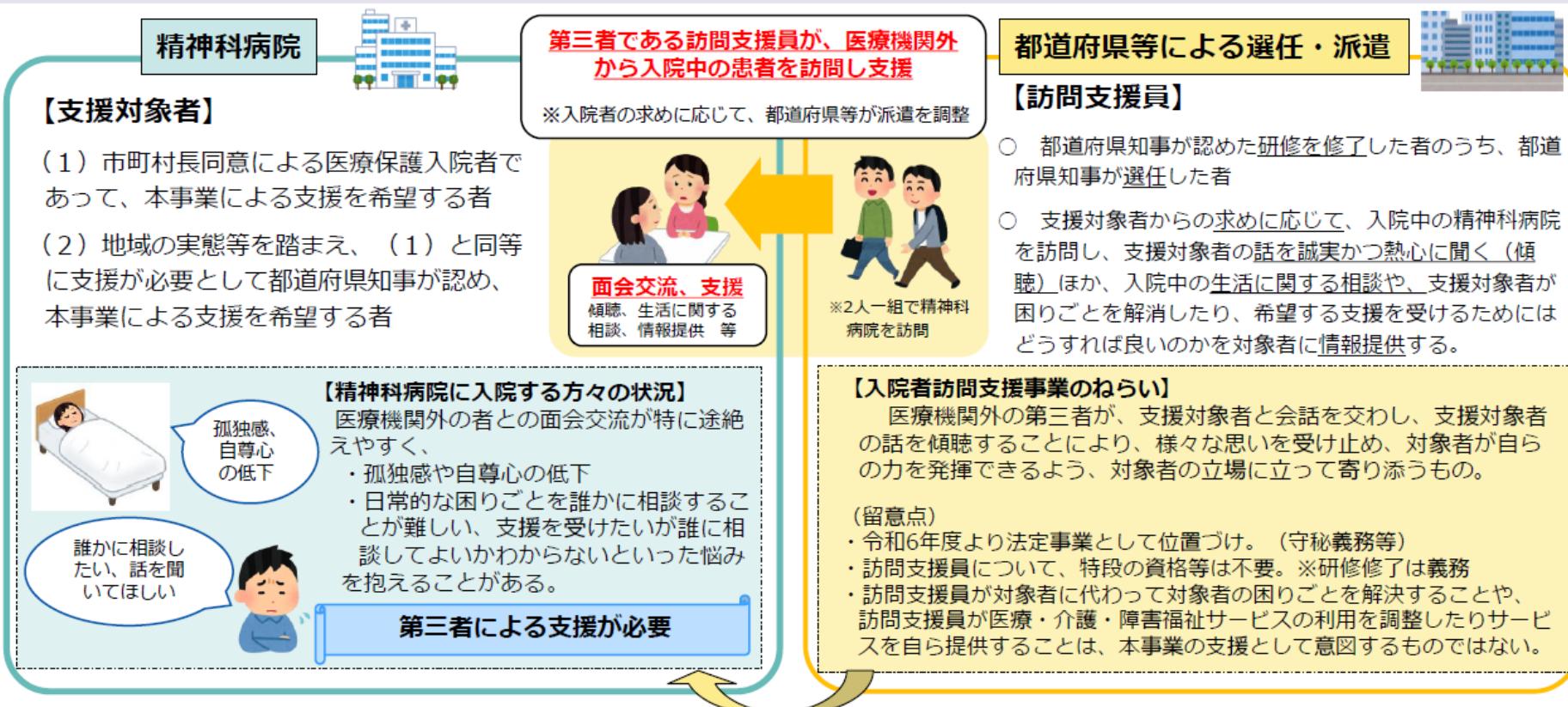
こども・若者の自殺危機対応チーム事務局
【熊本県障がい者支援課 担当：樋高（てたか）、野田】
TEL:096-333-2234
E-mail:tetaka-k@pref.kumamoto.lg.jp

第1回：令和7年11月26日開催
第2回：令和8年1月29日開催予定

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

令和7年10月7日
県自立支援協議会資料

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の**自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消**が期待される。

入院者訪問支援事業

熊本県の取組状況

■これまでの取組

【令和7年度訪問支援員養成研修】

日時：令和7年10月6日

場所：熊本県庁地下大会議室

対象者：53名

(行政職員、精神保健福祉士、相談支援専門員、ピアサポーター等)

【その他】

熊本県精神科協会等への説明・協力依頼

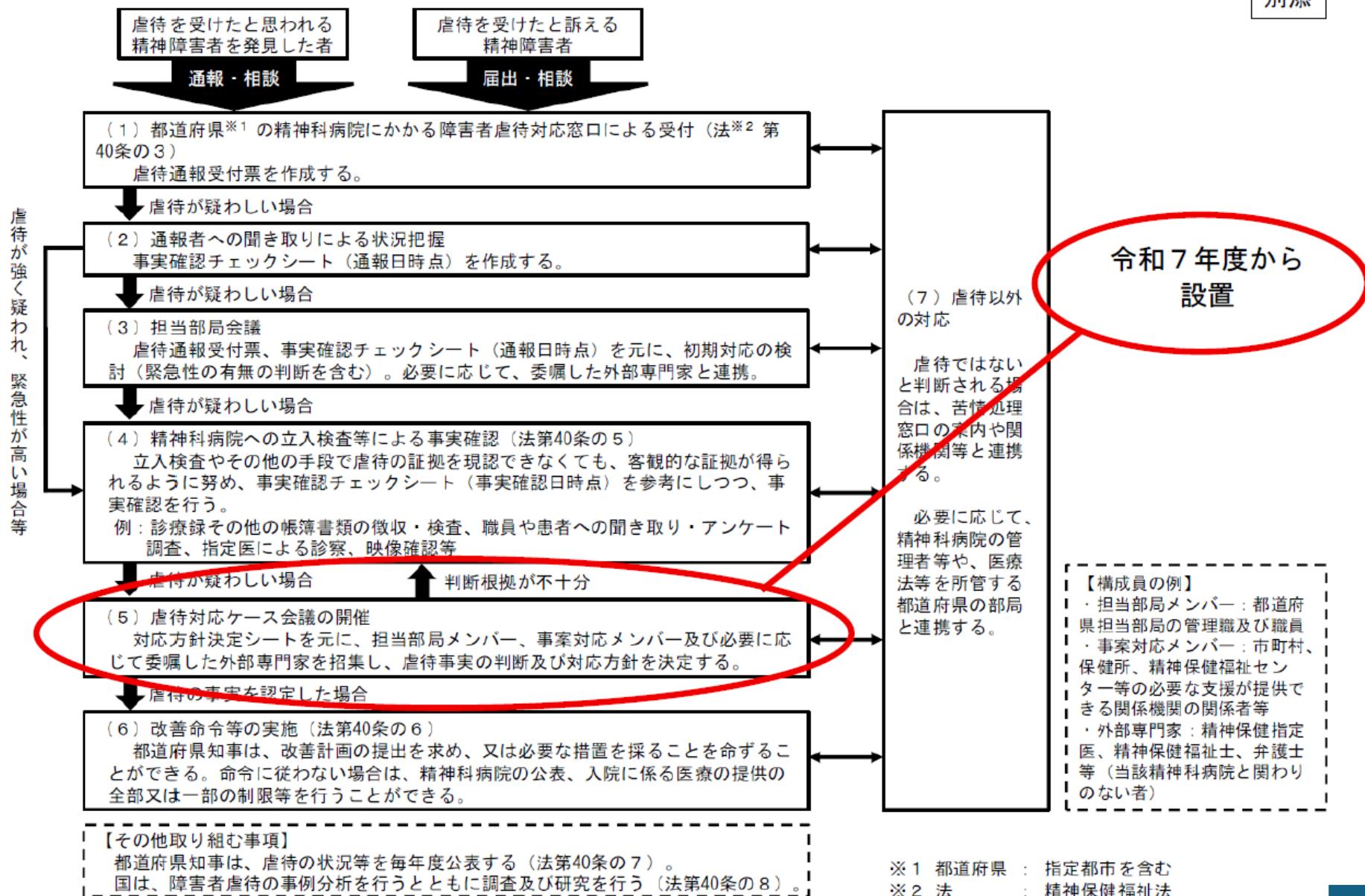
■今後の予定

- ・実施要項等の作成
- ・精神科病院等関係機関への説明
- ・対象者への周知

施策2 保健・医療（⑦虐待対応ケース会議）

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ

別添



【その他取り組む事項】

都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する（法第40条の7）。

国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う（法第40条の8）。

※1 都道府県：指定都市を含む

※ 2 法 : 精神保健福祉法

● 施策2 保健・医療（⑧ 療育手帳出張判定事業）

【新規】療育手帳出張判定事業

予算額 1, 544 万円

(担当部課：健康福祉部福祉総合相談所)

- 特別支援教育の充実や障がい児・者の福祉サービスの充実を背景に、療育手帳の申請件数が増加し、今後も増加する見込み。面接枠を増やして対応しているが、人員や面接室に限りがあり、申請から面接までの待機期間が長くなっている（通常2ヶ月→現状5～6ヶ月待ち）。申請者の福祉サービス利用等に不利益が生じないために、申請～面接までの期間を短縮できる体制を整備する。
- 療育手帳を必要な方に迅速に交付できる体制を整え、障がい特性等に応じたきめ細かい支援につなげる。

<現状・課題>

- 療育手帳の申請数増加に伴い申請から面接までの待機期間が5～6ヶ月となり、申請者のサービス利用等に不利益が生じる可能性がある。
- 面接対応者や面接室の不足により通常の来所による面接を増やすことは困難。
↓
申請者の不利益につながる可能性がある。



- 会計年度任用職員（心理判定員、ケースワーカー）を増員し体制を整える。
- 各地域に出向いて集中判定を行うことで、申請者の利便性を図るとともに面接室を確保し、面接数を増やす。
↓
申請～面接までの待機期間を短縮し、速やかに手帳交付することで、申請者は早期にきめ細やかな支援を受けることができる。

<目的・概要>

○事業内容

- 各地域ごとに療育手帳の集中判定（出張判定）を行い、判定件数を増やして待機期間を短縮する。
- 事業実施のため会計年度任用職員（心理判定員、ケースワーカー）を増員する。

○事業費：15,440千円

- | | | |
|------------|-----------------------|------------|
| ・旅費 676千円 | ・需用費 375千円 | ・使用料 685千円 |
| ・役務費 109千円 | ・会計年度任用職員報酬等 13,595千円 | |

<イメージ図>

【出張判定会場】

○知能検査



○社会調査（保護者への聞き取り）、結果説明



令和7年11月19日知事定例記者会見資料

「くまもとハートウィーク」イベント

県民の障がい者福祉への関心を深めるとともに、障がい者の多様な活動への参加意欲を高める

開催中



くまもと障がい者芸術展
11月18日～24日
場所：県立美術館分館

ふれあいイベント

- ・事業所見学会
- ・食バザー、くじ引き
- ・キッチンカー など

11月1日～12月15日

場所：各地の事業所など

12月7日(日)

メインイベント

- ・県大生企画イベント
- ・障がい疑似体験
- ・障がいのある方向け
ICT機器の体験 など

場所：下通アーケード



12月12日(金) 農福マルシェ in 県庁プロムナード

- ・時間：11：00～14：30
- ・農福連携に取り組む農業経営者や福祉事業所が
農産物・加工品を販売
- ・野外テントやキッチンカーも出店

○ 作文・ポスター表彰式

○ 田中愛美選手 講演会
※オンラインで同時配信

場所：熊本市現代美術館

「東京2025デフリンピック」



○ 期間：11月15日（土）～26日（水）まで

○ 県関係選手

〈陸上〉

富永 幸佑 選手（熊本学園大学4年生）

- ・100m【準決勝進出】
- ・4×100mリレー【金メダル】



知事が陸上100m準決勝を観戦（R7.11.18）

〈サッカー〉

湯野 琉世 選手（八代市出身）

中尾 悠人 選手（熊本市在住）

- ・【銀メダル】



県関係4選手が知事を表敬（R7.12.18）

〈ハンドボール〉

岩崎 先育 選手（宇城市出身）

- ・【7位入賞】



○メダリストによるイベント実施
(R8.2.19予定)

東京2025デフリンピックメダリストによる
フリートークショー
&デフスポーツ体験会

未定稿
参加費
無料！



2026 2/19
9:30～11:30

場所：熊本学園大学

フリートークショー（定員100名）・体験会（定員30名）

陸上男子4×100mリレー 金メダリスト

富永幸佑 選手

サッカー 銀メダリスト

中尾悠人選手・湯野琉世選手

・フリートークショーは、メダリスト3人によるシンポジウム形式です。

・デフスポーツ体験会はメダリストによる陸上教室・サッカー教室です。

※お申込みは右の二次元コード又は下のFAX・メールアドレスに「氏名」「連絡先」「参加希望のイベント」をご記入の上お送りください。

QRコード
受付は
2/12（木）
まで！

会場：熊本学園大学

熊本県中央区大江2-5-1

フリートークショー・図書館地下1階ホール

デフスポーツ体験会：大江グラウンド（大学内）

問合せ：熊本県障害者支援課（社会参加科）

住所：熊本県中央区水前寺6-18-1

電話：096-333-2235

FAX：096-383-1739

メール：shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp

主催：熊本県 共催：熊本県障害者スポーツ・文化協会



車には駐車できません。
公共交通機関でのお越しをお勧めします。

くまモンが「アール・ブリュット パートナーズ熊本応援大使」就任

報道資料

令和7年12月25日

アール・ブリュット パートナーズ熊本 知事表敬訪問 ☆ くまモンが「応援大使」に就任します！

アール・ブリュット パートナーズ熊本は、障がいのある方の芸術・文化を支援、発信する活動を実施しており、令和8年1月14日（水）～1月25日（日）まで、熊本県立美術館本館で開催する「生（き）の芸術 ArtBrut 展覧会 Vol.11」の報告のため、知事を表敬訪問されます。

あわせて、くまモンが「アール・ブリュット パートナーズ熊本応援大使」に就任しますので、その就任式を行います。

【知事表敬】

1 日 時 1月5日（月曜日）15：30～15：50

2 場 所 知事応接室（県庁本館5階）

3 出席者

【役員】 ○会長 西島 音義 様（熊本市元副市長）
○副会長 安達 審政 様（元熊本日日新聞社編集局編集委員）
○副会長 林田 直志 様（永青文庫 常務理事）
○理事 萩崎 英雄 様（熊本県知的障がい者施設協会 前会長）
○理事 平野 みどり 様（DPI日本会議）
○事務局長 三浦 貴子 様（熊本県肢体障害児者施設協議会 会長）

【作家】 ○松本 寛庸 様
○藤岡 裕機 様
○渡邊 美穂 様
○曲 智恵美 様
○内野 貴信 様



西島会長から委嘱状を交付

張り切るくまモン（R8.1.5）

お問い合わせ先
健康福祉部 障がい者支援課
宮崎、児成（こなり）内線33766
電話 096-333-2235

お試し発注サポート事業

～ 民間企業等向け補助金のご案内 ～

事業の目的

熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所への業務委託・発注を初めて行う民間企業等に対し、補助金を交付することで、就労継続支援事業所への発注の良さを知つていただく機会とし、その後の継続的な契約につなげます。

◆ 補助の対象となる方

- ・熊本県内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主（公法人は除く。）であって、次のいずれの要件も満たすもの。

- 【要件】
 - ・初めての業務委託及び発注であり、今後も取引を考えていること
 - ・事業完了後、本事業へのアンケートに回答すること
 - ・農林水産部のお試し農福連携支援事業の対象経費ではないこと

◆ 補助の対象となる取引

- ・熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所が行う役務の提供や製品・商品の販売に関する取引。ただし、同一法人内での業務委託及び発注を除く。

< 例 >

- ◆ 清掃・データ入力・発送等の作業
- ◆ 名刺・パンフレット等の印刷 など



※ 対象法人等に属する個人が個人として行う取引は除く。

◆ 補助の対象となる経費等

- ・対象経費：補助の対象となる方が、補助の対象となる取引に関し熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所に支払う経費
- ・補助金額：5万円以内

◆ 補助金交付の応募期間

令和7年(2025年)8月1日(金)～令和7年(2025年)8月29日(金)

◆ 補助金交付の応募方法等

- ・熊本県ホームページの当該事業に関する実施要領及び公募要領をご覧ください。
- ・応募に必要な書類は、下記のあて先にご提出ください。



◎ 詳しくは、右記のQRコードから熊本県ホームページをご覧ください。
【URL】<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/240307.html>

◆ 応募・問合せ先 熊本県 障がい者支援課 社会参加班

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
電話 096-333-2235 (平日9時～17時、土日祝休み)

お試し農福連携支援事業

～ 農福連携に初めて取り組む農業者向け補助金のご案内～

こんな方に！

- 農福連携に興味がある農業者の方
- 繁忙期の人手不足に悩まれている農業者の方

お試し農福連携支援事業とは？

- ◆ はじめて農福連携に取り組む農業者に対し、福祉事業所等への農作業委託に係る経費の助成を行います。

支援対象者（次の条件全てに該当する方）

- ◆ 県内に住所を有していること
- ◆ 農福連携総合窓口または、農福連携コーディネーター（県障がい者支援課）からのマッチング支援を受けていること
- ◆ 初めて農福連携に取り組む実施主体であること
- ◆ 農福連携について積極的な実施を検討していること

補助対象経費等

- ◆ 対象経費：農業者が福祉事業所に農作業等を委託する場合に福祉事業所へ支払う委託料や交通費等

- ◆ 対象期間：お試し期間（上限7日以内）

- ◆ 補助率：定額

- ◆ 補助上限：5万円以内

※お試し期間とは

はじめて福祉事業所に農作業委託をする際に、最初の数日間お試しで作業を実施してもらう期間のこと。

補助金交付の流れ

- ◆ 熊本県ホームページに掲載している公募要領に基づき、下記の書類を担当窓口に提出ください。

【必要書類】

- ①事業実施計画書（別記様式第2号） ②鏡文（別記第1号様式）

◎ 詳しくは県庁ホームページをご覧ください。

◆ お問い合わせ先

熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課 担い手支援班 TEL096-333-2382（直通）

第2回 ハートつながる ❤

農福マルシェ in 県庁プロムナード

農福連携で広がる笑顔、
障がいのある方が生み出す地域と農業の未来

2025年12月12日(金) 11:00-14:30

今が旬のお野菜・果物揃ってます!!
ぜひご来場ください。

駐車場は数に限りがあります。混雑が予想されますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

会場 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

※南天時は中止します。中止の場合、当日9時に県庁ホームページ(右上のQRコード)でお知らせします。

共同主催：熊本県農福連携協議会／熊本県

KUMAMOTO つ で き る 福 祉 と 暮 ら し な が る

障がい者福祉施設商品
販売会・商談会

2026年1月17日(土) 10:00～16:00

心を込めた「美味しい」や「素敵」が、
働く自信につながるマルシェ!

会場 ゆめタウンはません 1階エスカレーター横 催事場
(熊本市南区田井島1丁目2-1)

詳しくは
こちら!

県庁 HP
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/248889.html>

本事業は、「令和7年度熊本県工賃向上支援・農福連携推進事業」の一環として、受託事業者の株式会社ふくしごとが企画運営しています。

14

● 施策4 雇用・就業、経済的自立の支援(⑭ 就労選択支援事業)

就労選択支援

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

* 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位／日
- 特定事業所集中減算 200単位／日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

出典元：厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第145回）こども家庭庁審議会障害児支援部会（第10回）資料

熊本県指定状況(令和8年1月時点)

- 合志市(サンシャインワークス)
- 山鹿市(多機能型事業所 とまり木)
- 阿蘇郡小国町(第二悠愛就労選択支援センター)
- 宇城市(就労選択支援センター宇城ランド)
- 合志市(Felt)

参考:参入意向調査(県指定分)(令和7年8月調査時点)

- 有効回答数 113法人／230法人(49%)
- 参入意向あり 11法人／113法人(10%)
参入意向なし 30法人／113法人(26%)
参入検討中 72法人／113法人(64%)
- 参入予定期:令和8年1月以降(年度中):2法人、令和8年度中:2法人、令和9年度以降:1法人 ※②参入意向あり11法人のうち、1事業者は参入取りやめ

熊本県における取組

就労選択支援サービスの基準について事業者に通知、また圏域の障害者自立支援協議会での説明や集団指導等を通じた周知啓発を実施。

● 施策5 情報アクセシビリティ(⑯「手話の日」関連イベント)

熊本県における令和7年度「手話の日」関連イベント

～「手話の日」関連イベント～

9月22日(月)

主催: 熊本県、熊本市
時間: 17時~受付開始
場所: 熊本県庁地下大会議室



(1)知事あいさつ 17:30~17:35

無料

(2)手話講座 17:35~18:30

講師:(一財)熊本県ろう者福祉協会
理事長 松本幸造 様
概要: 挨拶など日常生活で使用する手話や
「東京2025デフリンピック」に関する
手話などを紹介

【申し込み期限】
9月17日(水)
まで

有料

(3)映画上映会 18:40~20:25

「ぼくが生きてる、ふたつの世界」

概要: 吉沢亮さん主演。耳の聞こえない両親と
聞こえる息子の物語

* (2)(3)片方の参加也可



<参加費>

大人: 1,300円 高校生以下: 800円

※ 現金でお支払いください。※おつりがないよう
御準備ください。

<お申し込み方法>

右上のQRコード又はFAX(本紙に記入し、下記FAX番号までお送りください)



お名前	メールアドレス(無い方はFAX番号)	手話	映画

↑「手話」「映画」の両方又は片方にマル〇を付けてください。

※ 当日の詳細は、お申込みいただいた方へ、後日メール(無い方はFAX)で御連絡します。

○お問い合わせ先

熊本県 障がい者支援課 社会参加班

TEL: 096-333-2235 FAX: 096-383-1739

~9月23日の手話の日の夜は、熊本城天守閣をブルーライトアップします~

別紙1 母と息子 切なくも心に響く家族の物語

熊本県上映のご案内



手話通訳をはじめとする意思疎通支援者が
様々な場面で活躍しています。

障害のある人も家族も、そうでない人も。
みんなが理解を深め、尊重し合う共生社会のために。

● 施策5 情報アクセシビリティ(⑯ 熊本県障がい者ICTサポートセンター)

熊本県障がい者
ICTサポートセンター

ICTサポートセンター

8月1日（金）OPEN

ICT機器^{*}に関する相談対応

(※スマートフォンやPCなどの情報通信機器)

- ・障がいのある方からの、日常生活でのICT機器利用に関する困りごとの相談を受け付けます。
- ・必要に応じて、関係機関を交えて対応します。

障がい者向けの機器・アプリ等の紹介

- ・障がいの種類や状況に応じて、使いやすい機器やアプリを紹介します。
- ・機器の設定方法などの相談を受け付けます。

支援者向けの研修会の実施

- ・県内各地でICT機器利用に関する支援者を養成する研修会を行います。
- ・障がいのある方へのICT機器利用の支援を行いたい方は、研修会にご参加ください。（日時等はホームページでお知らせします。）

情報の収集・提供

- ・障がいのある方のICT機器利用に関する情報を提供します。

障がいのある方のICT機器に関する困りごとの相談を受け付け、機器の利用機会拡大に向けた支援を行います。相談したい方や研修を受けられたい方はお問い合わせください。

»連絡先«

熊本県障がい者ICTサポートセンター
(熊本市東区長嶺南2-3-2 : 熊本県視覚障がい者福祉協会内)

電話 : 096-383-6833 9:00~16:30 (水・日祝・年末年始を除く)

ホームページはこちら →



熊本県障がい者
ICTサポートセンター

ICTサポートセンター



スマホ、パソコンなどの
困りごとはありませんか？

熊本県では、障がいのある方向けのICTサポートセンターを設置しています。障がいのある方や、支援をされている方でICT機器（スマホ・パソコンなどの情報通信機器）に関するお困りごとがある方は、気軽にご相談ください。



»こんなときにご相談ください«

《相談例1》視覚に障がいがあるが、スマホを音声で読み上げるようにしたい。

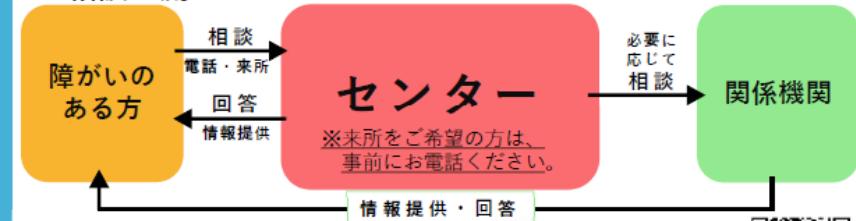


《相談例2》パソコンやタブレットを使いたいが、使い方がわからない。



※日常生活の中でのICT機器に関する相談窓口です。

»相談の流れ«



»連絡先«

熊本県障がい者ICTサポートセンター
(熊本市東区長嶺南2-3-2 : 熊本県視覚障がい者福祉協会内)

電話 : 096-383-6833 9:00~16:30 (水・日祝・年末年始を除く)



● 施策6 安全・安心(⑯) 令和7年8月大雨における被災者等への生活支援)

I -2 被災者等への生活支援

【被災者の救済、生活支援】

予算額18百万円（11百万円）

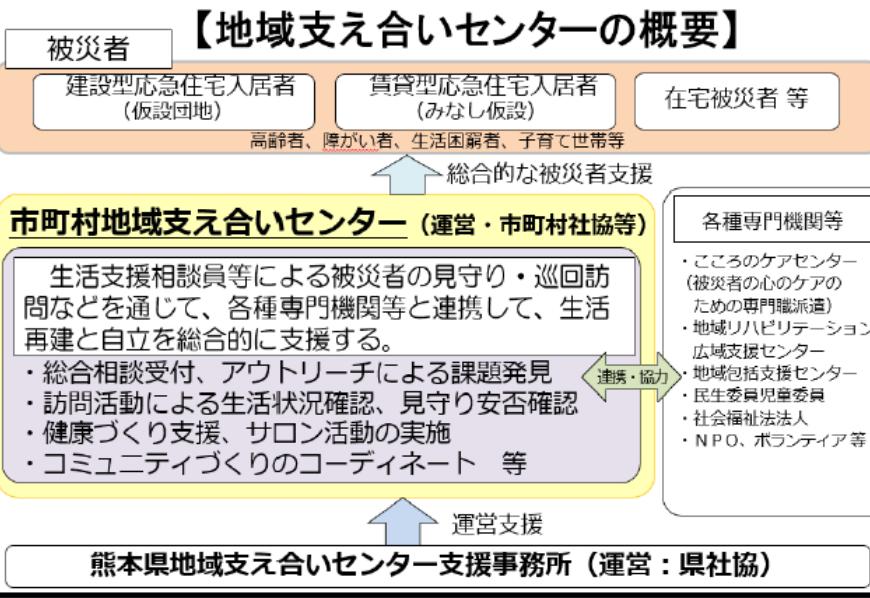
【健康福祉政策課、認知症施策・地域ケア推進課、障がい者支援課】

- 令和7年8月の記録的な大雨では、避難所に避難されている方に加え、被害を受けた住居に引き続き居住されている被災者が一定程度存在。避難生活による高齢者、障がい者等の心身の状態悪化が懸念されるため、被災市町へ専門職を派遣し、被災者の心身の状態を把握した上で適切な支援機関につなぐなど、支援が必要な方を迅速かつ確実に支援する必要がある
- さらに、災害救助法に基づく応急仮設住宅が今後一定数整備された後、仮設住宅での生活が長期化することが想定される。短期から中長期を通して、被災者の状況やニーズを踏まえた寄り添った支援を実施し、被災者の痛みの最小化、早期の生活再建を図る

1. 地域支え合いセンター運営支援事業【健康福祉政策課】

被災市町が運営する地域支え合いセンターへの支援体制を強化するため、県地域支え合いセンターにおける生活支援相談員を増員

○全体事業費：7百万円 ○負担割合：国1/2、県1/2
○事業主体：県 ○事業期間：令和7年度～



2. 被災高齢者等・障がい者把握事業

【認知症施策・地域ケア推進課、障がい者支援課】

被災した高齢者、障がい者等の状態把握、関係支援機関へのつなぎを実施

○全体事業費：8百万円 ○負担割合：国1/2、県1/2
○事業主体：県 ○事業期間：令和7年度



3. 災害時の精神的ケア等体制整備事業【障がい者支援課】

応急仮設住宅に居住される被災者やその支援者等に対して、医師及び看護師による心のケアを実施

○全体事業費：3百万円 ○負担割合：県10/10
○事業主体：県 ○事業期間：令和7年度

● 施策6 安全・安心(18) 熊本県生命の応援事業)

~~ 熊本県事業 ~~

いのち 熊本県生命の応援事業

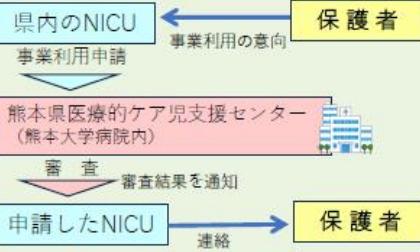
熊本県内の医療機関の新生児集中治療室(NICU)でのケアから在宅(県内)での生活へと移る医療的ケア児のうち、常時人工呼吸器を装着しているこども(以下「対象者」という)にとっては、災害などで電源が長時間使用できなくなると生命維持に直結する重大なリスクとなります。

そこで、県では、対象者とそのご家族が地域で安心して暮らせるよう円滑な在宅移行を応援するため、非常用電源装置を最長で5年間貸与する事業を新たにスタートしました。

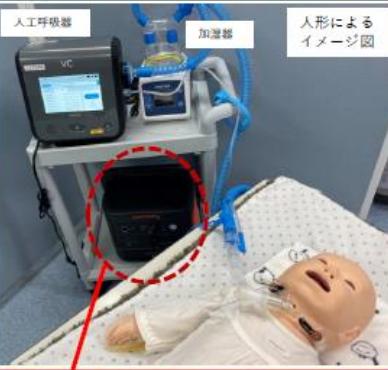
ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から始めます。

*事業利用には条件がありますので裏面をご確認ください

【①事業利用申請の流れ】



「医療的ケア児」とは：日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為）が必要なこどもをいいます



貸与する**非常用電源装置**：正弦波インバーター発電機。※電力波形が正弦波に近い高品質な電力を供給できる発電機です。

【②貸与申請の流れ】

※上記①で利用申請が認められた場合



【お問合せ先】

事業利用の相談や貸与に関するお問合せ・申請は

**熊本県医療的ケア児
支援センター** まで
(熊本大学病院内)

電話番号 096-373-5653
メールアドレス info@kumamoto-children.net
ホームページ https://kumamoto-children.net/

◎事業利用にあたっての主な条件

- 装置の稼働に必要な保守管理費用（電気料金等）は利用者に負担していただきます。また、装置を亡くしたり壊したりなど利用者にその責任が認められる場合には、修理費用等を負担していただくことがあります。
- お住いの市町村において装置購入への助成制度(給付や補助等)がある場合にはそちらの活用を優先していただきます。
- 貸与開始から6ヶ月以内**にお住いの市町村へ個別避難計画(*)の作成を申請していただく必要があります。
- 装置の使用状況及び状態並びに貸与の条件に合致しているかどうかを定期的(年に1回程度)に確認します。

(* 個別避難計画：高齢者や障がい者のうちで自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者について、市町村において作成される避難支援等を実施するための計画をいいます。
なお、平時においては、お住いの市町村で条例などにより特別の定めがあれば、避難行動要支援者本人が同意を行う必要があります。



熊本県生命の応援事業についてのご質問にお答えします



Q:「常時」とは常に24時間装着しているということですか？

A:「常に24時間」とまではいきませんが、呼吸器を外すことができるのが概ね30分以内の「ほぼ24時間」装着している対象者を想定しています。

Q:すでにNICUから退院したのですが、この事業の利用を申請できますか？

A:令和7年(2025年)4月1日以降の退院であれば、事業利用の申請は可能です。

Q:熊本県外へ引っ越しのですが、そのまま貸与を受けることはできますか？

A:貸与は終了となりますので、装置は返還していただくことになります。

また、利用対象に該当しなくなった場合(人工呼吸器からの離脱等)も装置を返還していただくことになります。

Q:現在住んでいる市町村には非常用電源装置購入への助成制度(*)があります。この場合、熊本県生命の応援事業とどちらを利用するか選ぶことはできますか？

A:お住いの市町村における装置購入への助成制度(給付や補助等)の活用が優先されます。

なお、市町村に制度はあるけれど活用できない(例えば、障害者手帳を持っていることが条件となっているが、手帳申請の対象となっていない等の場合)場合には熊本県生命の応援事業の利用申請は可能です。

(*令和7年10月現在、熊本市、八代市、水俣市、上天草市、天草市、宇土市、玉町、南關町。

Q:事業の利用や貸与についてどちらに相談したらよいですか？

A:熊本県医療的ケア児支援センター(連絡先は表面を参照)へお尋ねください。このセンターでは、県からの委託により事業利用のご相談から貸与・管理にいたる一連の運用を行っています。

Q:個別避難計画はどのように作成すればよいですか？

A:お住いの市町村へお尋ねください。

なお、熊本県医療的ケア児支援センターでは、貸与を受けられた方(申請中の方も含みます)を対象に個別避難計画作成支援のための研修会(令和8年(2026年)1月29日(木)予定)を開催します。

出前講座のご案内

県庁出前講座

「障害のある人も
ない人も共に生きる
熊本づくり条例」で
設置している

「熊本県広域専門相談員」が
分かりやすくご説明します！

① 障がいの理解

障がいにはさまざまな種類があり、人により状況は違います。外見だけではわからない場合もあります。

障がいを正しく理解することで、障がい者への誤解や先入観がなくなり心のバリアフリーが進みます。

③ 虐待防止

「障害者虐待防止法」が、平成24年10月に施行されました。

虐待は障がい者の尊厳を害するもので、障がい者の自立と社会参加にとって虐待の防止を図ることが極めて重要です。「虐待かな？」と思ったときの対応もお伝えします。



【対象】
概ね10名以上

※オンラインにも
対応しています！

《お申込方法》

◆電子メールの場合

「県職員出前講座申込書」を送信してください。
メールアドレス tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

◆郵送・Faxの場合

「県職員出前講座申込書」を送付してください。
郵送先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
Fax番号 096-383-1739

《お問い合わせ・お申込み》

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 広域専門相談員
電話 096-333-2244
メール tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

《内容》

■時間 60分程度

(※時間はご相談に応じます)

■費用 無料

■講師

熊本県広域専門相談員
(障がいに関する相談に専門的に対応する相談員です。)

事業者の皆さまへ 新

県庁出前講座

出前講座のご案内

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました！

「障害のある人も共に生きる熊本づくり条例」で設置している
「熊本県広域専門相談員」が分かりやすくご説明します！

法律では、行政機関や事業者に対して、
①障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止
②負担が重すぎない範囲で合理的配慮の提供
を求めています。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

障害者差別解消法や合理的配慮の具体例など、皆様のさまざまな疑問について、分かりやすくご説明します！



《お申込方法》

◆電子メールの場合

「県職員出前講座申込書」を送信してください。
メールアドレス tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

◆郵送・Faxの場合

「県職員出前講座申込書」を送付してください。
郵送先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
Fax番号 096-383-1739

《お問い合わせ・お申込み》

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 広域専門相談員
電話 096-333-2244
メール tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

【対象】
概ね10名以